

第七三〇〇〇六七一号

認定証

広島市佐伯区河内南一丁目十一番十三号

西日本ハイウェイサポート株式会社

警備業法昭和四十七年法律第百十七号
第三条各号に掲げる者のいずれにも
該当せず、警備業の要件を備え
ていることを認定する。

有効期間

令和二年四月二十七日から

令和七年四月二十六日まで

広島県公安委員会

